

韓国における化学物質管理政策 の最新動向

2010年 9月 9日



韓国環境部 (MOE) 化学物質管理部

目次

1

現在の化学産業の状況

2

TCCA (有害化学物質管理法) の枠組み

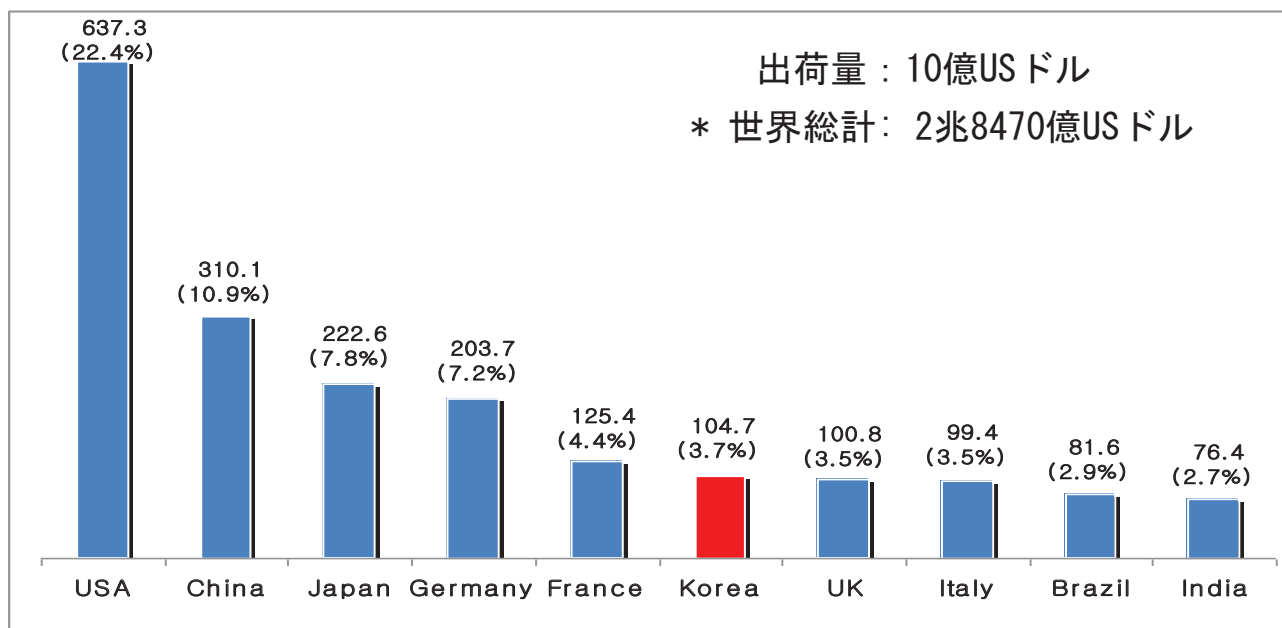
3

化学物質管理の更なる展望

1. 現在の化学産業の状況

現在の化学産業の状況

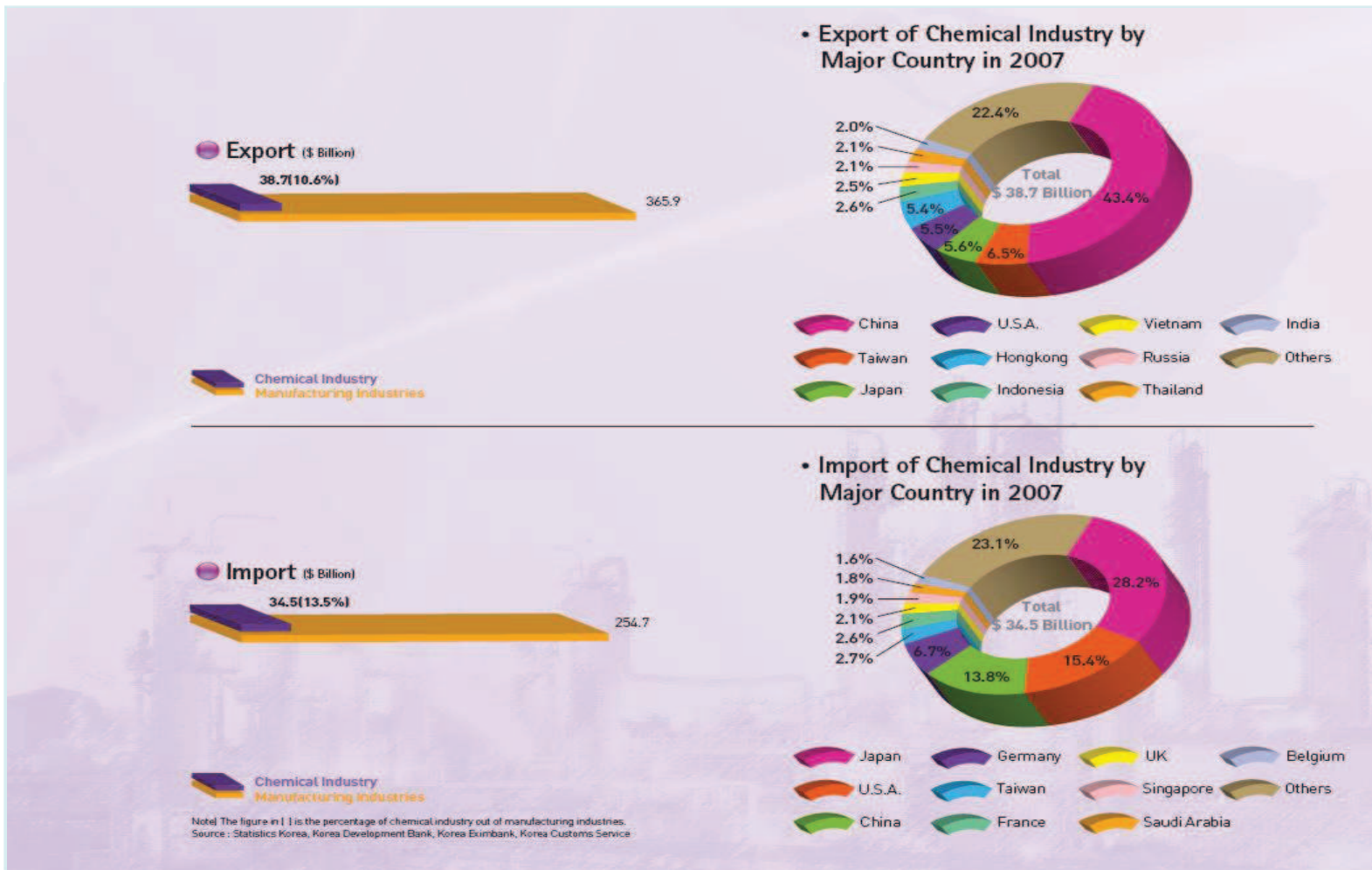
- 化学産業において世界6位に位置する。
- 国内製造産業の13.4%占める。



(資料：国際化学工業協会協議会 (2007))

< 主要各国の出荷量 >

現在の化学産業の状況 - 輸出入



〈 2007年の主要各国による化学産業の輸出入〉

2. TCCA (有害化学物質管理法) の枠組み

韓国における化学物質管理の関連法

- MOEを含む7つの政府組織によって13の法令が管理されている。

管理物質	担当行政部	法令
労働現場における有害・爆発性化学物質	労働部	産業安全保健法
農業用化学物質、肥料	農林水産食品部	農薬管理法、肥料管理法
医薬用品、麻薬、化粧品、食品添加物	保健福祉家族部	薬事法、麻薬取締法、化粧品法、食品衛生法
爆発物	行政安全部	火薬類取締法 銃砲、刀剣及び火薬取締法
高圧ガス、産業製品	知識経済部	高圧ガス安全管理法 品質管理及び産業製品安全管理法
爆発物	国土海洋部	船舶安全法

✦ 現在の有害化学物質管理法 (TCCA) (2006年改定)

❏ 韓国における化学物質管理の基礎となる法令

「化学物質による人々の健康及び環境に及ぼすリスクを防ぎ」
「誰もが健康的な環境の下に暮らすことができるように有害化学物質の規制を行う」

❏ 5つの章

- 有害化学物質規制の枠組み計画、有害物質放出目録 (TRI) 等
- 新規化学物質申告、リスクアセスメントなど
- 有毒化学物質や禁止・制限化学物質の安全規制、化学物質事故への対応など
- 補足条項
- 罰則条項

2010年度の有害化学物質管理法の改定計画

❖ TCCA申告の免除の拡大

(軍用兵器と爆発物)

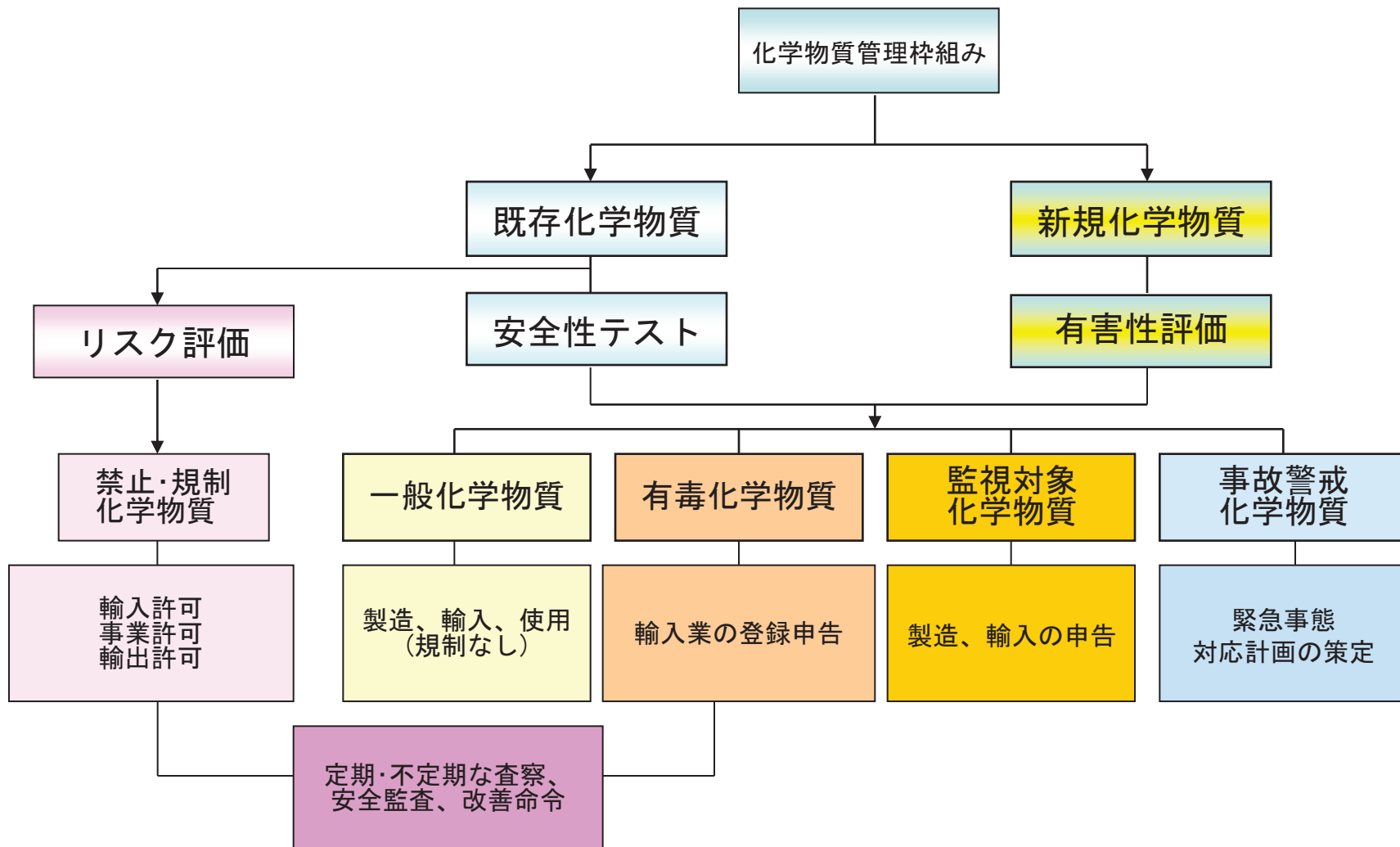
❖ 禁止・制限化学物質の輸入規制の緩和

- 一部ケースでは、許可の改善 → 報告の改善

❖ 安全措置を要する化学物質の追加的な指定

(56 => 69 種類)

化学物質管理システム



化学物質管理の諸段階

市場参入

- 化学物質の製造業者及び輸入業者は、既存化学物質であるか新規化学物質であるかを確認しなくてはならない。
- 新規化学物質の場合、製造業者及び輸入業者は登録を行わなければならない。(年間約400件の登録が行われる。)
 - 必定事項の数 : 3 (~2006年) → 6 (2007年) → 9 (2009年)
- 既存化学物質の場合、韓国環境部が有害データの作成及び評価を行う。(年間15~20の物質)

⇒ 有毒化学物質 (606), 監視対象化学物質 (57),
制限化学物質 (12), 禁止化学物質 (60)

✚ 化学物質管理の諸段階

📦 市場に流通している場合

- 有毒化学物質の安全管理

- 有毒化学物質を扱う事業者は、事業の種類に即した登録を行わなくてはならない。
- 更に、安全基準を満たす関連設備を用意しなければならず、環境部がそれら設備の安全監査を行う。
- 規制化学物質を扱う事業者は、それぞれの事業に認可を受けなければならない。

化学物質管理の諸段階

汚染物質の排出

- 化学物質排出移動量届出制度（PRTR）
 - 388物質 - 有毒物質、監視対象物質、発がん性物質など。
 - 労働現場についての一般的な情報、化学物質の年間取扱量、及び大気、水、土壌への年間排出量。
- リスク評価
 - 人々の健康及び環境に著しい害を及ぼす懸念のある物質についてリスク評価を行う。
 - 結果に基づき、環境部は、当該物質を制限もしくは禁止化学物質と指定することができる。

化学物質排出移動量届出制度 (PRTR)

管理対象物質

- 388物質 - 有毒物質、監視対象物質、発がん性物質など
 - グループI : 年間取扱い量が1トンを超える物質
(ホルムアルデヒドを含む16物質)
 - グループII: 年間取扱い量が10トンを超える物質
(トルエンを含む372物質)

審査項目

- 労働現場についての一般的な情報、化学物質の年間取扱量
- 大気、水、土壌中に放出された化学物質の量

PRTRデータの開示 (韓国におけるPRTRデータの公共利用)

ウェブ上でPRTRデータを開示する

- 国民がデータを閲覧することを容易にする。
- 国民の有毒化学物質についての理解を推進する。

<http://ncis.nier.go.kr/triopen>

화학물질배출량 정보공개시스템

HOME | 사이트맵

TRI 조사제도 화학물질 정보 배출 이동량 정보 배출량정보의 활용 배출량 조사결과 배출저감 참여이당

화학물질 배출 이동량 정보

- ▶ 배출물질
- ▶ 배출업체
- ▶ 배출지역
- ▶ 배출업종
- ▶ 배출연도
- ▶ 지도검색



Home > 화학물질 배출량 이동량 정보 > 배출업체

1. 업체정보

● [redacted] 의 상세정보

- ▶ 주소:
- ▶ 연락처:
- ▶ 업종: 화합물 및 화학제품 제조업
- ▶ 종업원수:

▶ 배출저감 활동

- ▶ 홍보사이트: -
- ▶ 홍보자료: -

▶ 2006년 화학물질 배출량 이동량 정보

- ▶ 전체 배출량(kg/년) : 273,169
- ▶ 전체 자가배출량(kg/년) : 0
- ▶ 전체 이동량(kg/년) : 1,225,612

2. 물질정보

번호	연도	CAS No.	화학물질	배출량수치	자가배출량수치	이동량수치
1	2006	7722-84-1	과산화 수소	확인	확인	확인
2	2006	NA	구리 및 그 화합물	확인	확인	확인
3	2006	NA	납 및 그 화합물	확인	확인	확인
4	2006	78-93-3	백철 베타 케톤	확인	확인	확인

✚ 韓国における残留有機汚染物質 (POPs) の管理

📦 POPs

- 新規9POPsを含む修正案
- POPs管理の基本戦略の改訂

📦 協議会の開催

- POPsの国内実施計画 (NIP) の更新
 - 9新規化学物質についての追加的情報を含む。
- 東アジアでのデータウェアハウスのための活動を強化
- 焼却炉の環境基準の設定 (11)

ナノマテリアルの管理

背景

- ・ ナノテクノロジーが急速に発展するにつれて、ナノマテリアルの潜在的なリスクも次第に高まっている。
- ・ 現在の使用、製造、及び流通の状況を理解し、ナノマテリアルの安全管理政策を設定するため

ナノマテリアルの現在の流通状況を調査する。(2008)

- ナノマテリアルの製造業者及び使用者の全体的な状況を調査
- ナノマテリアルの国内市場での流通量と種類の統計的な分析
- ナノマテリアルを含む製品の現況分析

ナノマテリアル目録の作成 (2010～2011)

- 目録の企画及び作成計画を策定する。
- ナノマテリアル目録作成に関する海外でのケースを調査
- ナノマテリアル目録の作成(2011)

韓国GHS (世界調和システム)

韓国GHS関連規制

規制	管轄	内容
有毒化学物質管理法	環境部	NIERが規定するYudokMool (有毒化学物質) のためのGHS27有害化学物質の分類及びラベル表示
産業安全保健法	労働部	有害分類及びラベル表示、且つGHSの27有害物質 (16物理的有害物質、10健康上有害物質、及び1環境上有害物質) の製品安全データシート (MSDS)
危険物安全管理法 (旧消防法)	消防防災庁	16の物理的有害物質の有害分類及びラベル表示

 韓国GHSの現在の施行状況

韓国GHSは、下記の規定及び関係管轄下で施行されている。

□ 有毒化学物質管理法

物質：2011年7月1日、 混合物：2013年7月1日

□ 産業安全保健法

物質：2010年7月1日、 混合物：2013年7月1日

□ 危険物安全管理法(旧消防法)

消防防災庁による

– 猶予期間はない（危険物安全管理法でのGHS強制はない）。

GHSの範囲と適用（環境部）

- 物質と混合物の分類及びラベル表示
- 国立環境研究院により、官報で規定及び公示される有毒化学物質のみ
(参照ウェブサイト: <http://ncis.nier.go.kr/main/Index.jsp>)
- 27のGHS有害物質分類を規定（16の物理的有害性、10の健康有害性、及び1の環境有害性）
- 現在、約600種類の有毒化学物質を検討（約1,500以上の物質に相当）

GHSの範囲と適用（労働部）

- 物質及び混合物の分類及びラベル表示、及びMSDS（化学物質安全性データシート）
- 27のGHS有害物質分類を規定（16物理的有害物質、10の健康有害物質、及び1の環境有害物質）

※Yudokmool（国立環境研究院によって特定及び公示された有毒化学物質）については、有害化学物質管理法が産業安全保健法を優先する。

GHSの範囲と適用（消防防災庁）

- 物質と混合物の分類及びラベル表示
- 16のGHS物理的有害物質に焦点を当てる。

■ GHS ラベリングのサイズ

パッケージ容量	サイズ
$C \geq 500$ リットル	450 cm ² 以上 $0.25b \leq a \leq 4b$ $0.1 (a \times b) \leq c \times d$
$200 \text{リットル} \leq C < 500$ リットル	300 cm ² 以上 $0.25b \leq a \leq 4b$ $0.1 (a \times b) \leq c \times d$
$50 \text{リットル} \leq C < 200$ リットル	180cm ² 以上 $0.25b \leq a \leq 4b$ $0.1 (a \times b) \leq c \times d$
$5 \text{リットル} \leq C < 50$ リットル	90cm ² 以上 $0.25b \leq a \leq 4b$ $0.1 (a \times b) \leq c \times d$
$C < 5$ リットル	$0.25b \leq a \leq 4b$ $0.1 (a \times b) \leq c \times d$ パッケージの上部面と下部面を除く表面の5%以上

3. 化学物質管理の更なる展望

化学物質管理の更なる展望

背景

- ・ 各国の化学物質管理システムは厳格さを増している。（EUのREACH規則、日本の化審法など）
- ・ 化学物質管理の国際的なゴールを達成する。（SAICM）
- ・ 化学物質の潜在的リスクに対する社会的関心の高まり。

一般概念

- ・ 新規及び既存の化学物質のための新しい効果的且つ発展した管理制度をREACHなどの海外のケースや現在の制度の問題点の分析を通して確立する。
 - － 新しい制度は数年の内に段階を経て施行される。
- ・ 発展するための主要課題
 - － 登録されている既存化学物質の範囲
 - － サプライチェーン内での情報の交換
 - － リスク情報に基づく化学物質の管理

化学物質管理の更なる展望

詳細な概念事項

- ・ 登録されるデータは、製造量及び輸入量により拡大される。
- ・ 環境部は、企業に「懸念物質」についてのリスク評価データの提出を
求めるか検討中。
- ・ 特定の使用によって人々の健康や環境に高いリスクを及ぼす物質は、
規定もしくは権限によって規制されなければならない。
- ・ 登録データに提示される関連する情報及び規制される使用もしくは承認についての情報はサプライチェーン内で伝達される必要がある。

ご静聴ありがとうございました

SIM
GEUNYEONG(urmyluv@korea.kr)
Chemicals management division
Ministry of Environment , KOREA



환경부

MOE of KOREA